

國學院大學學術情報リポジトリ

《講座記録》令和五年度國學院大學前期開講科目「
共存・共生の思想」：教育と共生：
外国につながる子供の育ちを中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 夏秋, 英房 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001524

《講義記録》

令和5年度國學院大學前期開講科目「共存・共生の思想」 「教育と共生 —外国につながる子どもの育ちを中心に—」

夏 秋 英 房

皆さん、こんにちは。今回の「共存・共生の思想」は、「教育と共生 —外国につながる子どもの育ちを中心に—」をテーマに、人間開発学部の夏秋が担当します。よろしくお願いいたします。

はじめに—講義の構成—

まず、今回の講義の構成からご説明したいと思います。今回は、主に3つの内容で構成していきます。1つ目は、SDGs〔Sustainable Development Goals. 持続可能な開発目標〕と教育の関係についてお話をしたいと思います。今回はSDGsがどういう目標と目的を持ち、これに対して教育がどのような形で関わっていくのかを説明するわけですが、特にESD〔Education for Sustainable Development. 持続可能な開発のための教育〕と呼ばれるプロジェクトとの関わりで考えると、SDGs全体に関わる内容だといってもいい、それが教育です。

そして2つ目は、多文化社会における教育ということで、日本のことを考えていきますが、その前にグローバリゼーションと移民について少し考えておきたいと思います。実は、特に戦前（明治～1945〈昭和20〉年）を中心に、日本は世界にたくさんの移民を送り出していました。そして、現在（2023〈令和5〉年）は世界から日本に移民が多くやってくる時代になっております。現在、私たちの社会は移民社会と呼ばれる状態になっておりますので、その

歴史と現状を見ておきたいと思います。

3つ目に、移民社会になったときに、移民としてやってくる大人たちとともに、家族として子どもたちが日本にやってくる、あるいは日本で生まれるのです。そういう子どもたちが「外国につながる子ども」と呼ばれるようになるわけですが、その育ちと教育について、「学習権の保障」といったことに焦点を当てながら考えていくことになります。そのような構成で、今日は講義を進めていきたいと思います。

Ⅰ. SDGsと教育の関係—ESDの意味—

まず、SDGsと教育の関係については、「持続可能な開発のための教育」——ESD (Education for Sustainable Development) ——について知る必要があります。ESDは、実はSDGsの包括的な17の目標(ゴール)、そして169のターゲットのうち、目標4「すべての人々に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と書かれているターゲット4.7〔ターゲットの内容は後掲〕に焦点を当てております。

その一方で、ESDはターゲットの1つとして位置づけられているだけではなく、SDGsの17すべての目標の実現に寄与するものでもあるということが、国連総会において確認されています。つまり、持続可能な開発目標を達成するためには、教育、ESDが不可欠であり、質の高い教育の実現が不可欠であるといわれています。

・SDGsにおいて「教育」が果たす役割—「ESD」の意義とロードマップ—

それでは、SDGsにおいて教育が果たす役割は一体何なのでしょう。これについては、国連教育科学文化機関(UNESCO)が2023(令和5)年に発行した『持続可能な開発のための教育ロードマップ』[<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000384611>]にESDの意義とともに書かれています。ESDは2002(平成14)年に最初のプロジェクトが始められ、2005(平成17)年から2014(平成26)年にかけて最初の10年間のプログラム〔「国連持続可能

令和5年度國學院大學前期開講科目「共存・共生の思想」「教育と共生—外国につながる子どもの育ちを中心に—」308
な開発のための教育の10年」〕が実施されました。その後、「グローバル・アクション・プログラム（GAP〈2015-2019年〉）」が実施され、現在はそれが終わって、その後継である「持続可能な開発のための教育：SDGs達成に向けて〈Education for Sustainable Development：Towards achieving the SDGs（ESD for 2030）〉」というプロジェクト〔2019〈令和元〉年11月の第40回ユネスコ総会および同年12月19日の第74回国連総会で採択〕に移行しております。

その内容を簡単に見ておきたいと思います。私たちが「教育とは何か」を考えるときに、「教育とは何ですか、何のためにあるのですか」と学生に質問すると、大概是「子どもたちが社会のなかで生活していけるようにするため」、あるいは「社会で一人前に過ごしていけるようにするため」と答えます。つまり、一番のポイントは、教育は個人の成長・発達のため、というだけではなく、「社会にとって、社会のいろいろな文化や仕組みを個人が引き継いでいくことができるようにするために教育がある」ということです。いうなれば、教育は「社会を再生産していく働き」、あるいは「個人にとって教育は個人が社会に適応していく働き」という視点から答える人が多いのです。

これに対して、ESDについては、「ESDはすべてのSDGsの実現の鍵となる役割を果たすものであり、社会変革を通じてその目的を達成します」という言葉があります〔第74回国連総会の「持続可能な開発のための教育：SDGs達成に向けて」決議文〕。これを見た皆さんは、「おやっ」と思っていただけでしょうか。子どもたちを社会に当てはまる大人にしていくのではなく、社会を変えていくというところに注目していただきたいと思います。

また、ESDは「質の高い教育の鍵となる要素」であり、「その学習によって養われる認知的、社会情動的、行動的側面における分野横断的資質・能力は、教育のあらゆる分野に関連しています」とも書かれております。ですから、教育の働きというのは、個人のあるところにターゲットを絞って、そこだけに適用し伸ばしていくというものではなく、全面的に波及していくと捉えられているわけです（『持続可能な開発のための教育ロードマップ』14頁）。

・SDGsターゲット4.7とESD

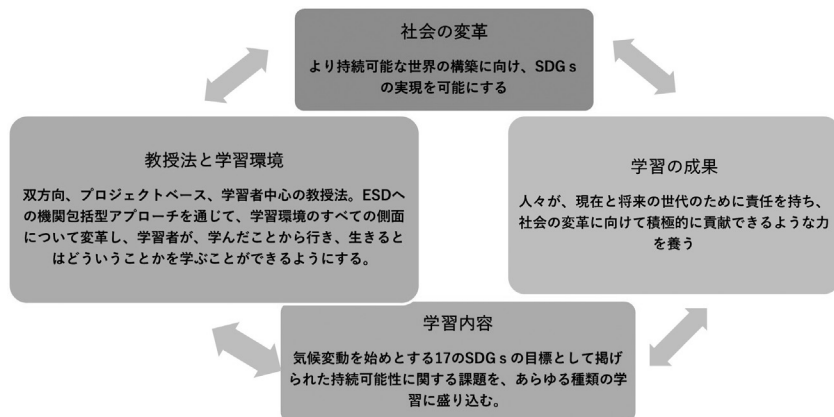
今までの話を展開する前に、SDGsターゲット4.7の文章を確認しておきましょう。

2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

教育の目的と質に関わる内容は、このターゲット4.7の教育に特に絞られ「共感、連帯、行動に関する資質・能力を重視する」ことによって達成されます。最近ではこれを非認知的能力と呼びますが、こうした共感、連帯、行動といった資質・能力が個人の成功をもたらすとともに、グローバル・コミュニティの集団的な生存と繁栄——つまり地球規模でもって貢献すること——につながると、ずいぶんと大きな視野で捉えています。

ある学習成果を限定的に捉えるのではなく、むしろ学習内容と、それによる人間と地球の持続可能性への貢献といったところに焦点を移していくのです。このような実践的展望を持って、教育の目的を広く捉えていくということになります。

それを端的に表現しているのが、「より公正で持続可能な社会を構築することを目指します」と書かれたESDの目標であって、「現在よりもさらに公正な社会、さらに持続可能な社会をつくるというところに焦点を当てる」というわけです。ですから、ESDの目的は、「政策、学習環境、教育者の能力構築、ユースのエンパワーメント及び動員、地域レベルでの活動に全面的に組み入れること」と、随分大きく展望しているわけです〔持続可能な開発のための教育（ESD）に関するベルリン宣言 前文5。https://www.mext.go.jp/unesco/004/mext_01485.html〕。



【図1】社会の変革とESD実践の3つのレベル

どのようなことをしなければいけないのかというと、『持続可能な開発のための教育ロードマップ』には「より持続可能な世界の構築に向け、SDGsの実現を可能にする」ための「社会の変革」目標として挙げられ、「学習の成果」「学習内容」「教授法と学習環境」をどのように見るのかという「実践の3つのレベル」が書かれています（同上、8頁。【図1】参照）。つまり、教育方法や環境の設定、学習内容の構築、そして学習の成果の見極めと方法や内容の改善、この教育実践の3つの要素が社会の変革という目標と有機的に結び合っていくという大きな見取図が、ロードマップのなかで説明されているわけです。

しかも、この実践は学校教育のなかだけで行なわれるものではありません。ESDは「学習者が、環境保全、経済的実現性、すべてのジェンダーにとって公正な社会、そして現在と将来の世代のために、文化的多様性を尊重しつつ、十分な情報を得たうえで決定を行い、責任ある行動がとれるよう、必要な知識、能力、価値観、態度を身に付けられるようにするもの」だといいます。これが教育の大きな目標であり、日本で「生きる力」と表現されているものと重なってまいります。したがって、ESDは学校の中だけではなく、生涯学習のプロセスでもあり、職場においても、あるいは地域社会においても、もちろん家庭生活においても、行なわれていくのです。さらにESDは、知識や

305 令和5年度國學院大學前期開講科目「共存・共生の思想」「教育と共生—外国につながる子どもの育ちを中心に—」
技能といった学習の認知面だけではなく、社会と関わりを持ったり、持とうと意欲したり、あるいは行動を起こしたりする社会情動的な面の向上をもたらすような質の高い教育を行なうものだというわけです。

・ ESDの要素とSDGs

続いてロードマップには、3種類の学びと、SDGsの各ゴールとの対応関係を円状に図式化した図版が掲載されています（同上、17頁）。この図版には3種類の学び——「認知的学習の次元」、「社会的・情緒的学習の次元」、「行動学習の次元」——が書かれています。これらの学びが「持続可能な開発のための教育」（ESD）の構成要素です。「認知的学習の次元」は、知識や技能といったような認知の部分、それから「社会的・情緒的学習の次元」は、価値観の形成とか態度の構築とか、他の人々や地球に対する共感、思いやりといったものです。実は、これは日本だと道徳教育とか道徳性というような言葉で呼ばれる部分の内面的な要素です。それから「行動学習の次元」は、個人的、社会的、政治的領域で様々な実践的行動を取る、そういった学習をしていくということです。

ですから学習にも「認知的学習」、「社会・情緒的学習」、「行動学習」という3つの次元（領域）の学習があって、これらを三位一体で組み合わせながら、それぞれのSDGsの17の目標を実現するように学習内容が形成されていきます。この3つの次元の学習をずっとやっていると、SDGsの達成につながっていくといえます。

こうした学習の次元は、SDGsではターゲット4.7に当てはまりますから、ロードマップの目標4「質の高い教育をみんなに」に対応して、「質の高い学習コンテンツとそれが人類の生存と繁栄をもたらす貢献を重視」という言葉に関わってきます。

今日、皆さんと考えていくのは外国につながる子どもたちについてですが、このことは一般に私たちが日本における教育、あるいは子どもの育ちについて考えるときの内容、つまり、生活と育ちのすべてを考えるからです。人生にわたる生活と育ち、学習、学び、それに対する教育的作用を考えていくと

令和5年度國學院大學前期開講科目「共存・共生の思想」「教育と共生—外国につながる子どもの育ちを中心に—」304
ところに、さらに「外国とつながる」という条件が加わって、さらに複雑に展開するという側面を持っています。ですから、外国につながる子どもたちの教育について考えることは、「認知的学習」、「社会・情緒的学習」、「行動学習」からSDGsへの応答までのすべての要素が含まれてくるといっても過言ではないと思います。

このようなことを実現していくために、「ESD for 2030枠組み」というものが構成されているのですが、ここから説明をさらにしていきますと、ESDの話で1時間が終わってしまいます。ポイントだけを押さえておくと、ESDには、①政策の推進、②学習環境の保全、③教育者の養成、④ユース（若者たち、若い世代）に参加の機会を提供する、⑤地域コミュニティを強化して、そこでいかにして物事を実現していくのかを学ぶところから教育が成り立っていく、という5つの優先行動分野があります。これに対して、6つの重点実施領域〔①国レベルでのESD for 2030の実施（Country Initiative の設定）、②パートナーシップとコラボレーション、③行動を促すための普及活動、④新たな課題や傾向の追跡（エビデンスベースでの進捗レビュー）、⑤資源の活用、⑥進捗モニタリング〕というものがある、それらを踏まえながら、大小様々なレベルでこうした教育を実際に行なっていくことになります。どのような人たちがターゲットになっていくのか、どのような世界にターゲットを置いているのか、といったことがロードマップに書かれてありますので、本書をご覧になっていただけたらと思います（同上、54頁）。

・「人間開発」の定義と人間開発学部

SDGsとESDに加えて、実は、もう1つ皆さんに紹介しておきたいことがあります。國學院大學には、私（夏秋）が所属している人間開発学部という学部〔2009〈平成21〉年設置〕があります。教育的指導に関わる人——幼稚園教諭、保育士、小学校の教員、中学・高等学校の教員（特に保健体育の教員）、そしてスポーツ指導者——を養成することを主な目的とした学部です。

では、教育学部ではなく、なぜ人間開発学部なのですかと皆さん思われるのではないのでしょうか。実は、この人間開発という言葉は、国連で使われて

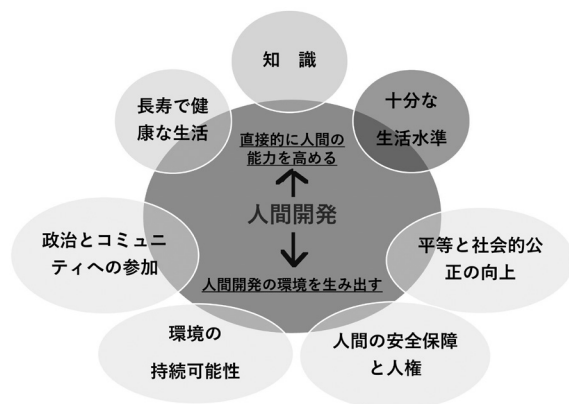
303 令和5年度國學院大學前期開講科目「共存・共生の思想」「教育と共生—外国につながる子どもの育ちを中心に—」
いる言葉でもあるのです。国連の人間開発と國學院大學の人間開発学部はイコールではないですが、共通するところがあります。

人間開発学部の「人間開発」とは、「人間の潜在能力や才能を『弾ける』『拓く』『拡がる』ように引き出す」ことで「教育の前に人間開発あり」というように1人ひとりの存在を尊い「尊在」として受けとめ、『『意欲的・積極的にがんばることを応援』できる人間を養成する」ことを目指すものです。

一方、国連開発計画〔United Nations Development Programme：UNDP〕のなかでは、人間開発（Development, Human Development）という言葉が使われています。そこでは、人間開発とは次のように定義されています。

国連の人間開発とは「人々が各自の可能性を十分に開花させ、それぞれの必要と関心に応じて生産的かつ創造的な人生を開拓できるような環境を創出することです。各々にとって価値ある人生を全うすることを人々に可能とする、選択肢の拡大こそが開発なのです」（国連開発計画『人間開発報告書2015 —人間開発のための仕事— 概要 国連開発計画駐日代表事務所、2015〈平成27〉年、1頁）。そこでは、単なる経済的な豊かさよりも、人々の生活の豊かさに焦点を合わせることによって人々の選択肢を広げることが目指されます。

国連開発計画が発行した『人間開発報告2015』には、人間開発の要素が図式化されております【図2】。それによると、人間開発というのは、2つの



【図2】人間開発の2局面
（『人間開発報告書2015』をもとに筆者作成）

方向に向かっていきます。1つは、まず「直接的に人間の能力を高める」ことです。個人のレベルで個人の能力を高めていくという作用をします。長寿で健康な生活を送る、生活水準を保ち、健康で文化的な生活を保障した上で「知識」に代表される人間の諸能力を伸ばすのです。

もう1つは、人間開発を実現可能にする「環境を生み出す」、まさに社会を生み出す方向です。子どもを取り巻く社会環境をつくり上げていくことには、たとえば、①政治とコミュニティに参加するといったことが含まれてきます。また、②環境の持続可能性を考えて振るまっていく、エコロジー(Ecology)ですね。③人間の安全保障、人権について考えていくということ、そして、④平等と社会的公正(Justice)の流れです。これらが「環境を生み出す」という方向の要素になります。

皆さん、いかがでしょうか。私たちが社会環境というときに、今、ここに挙げられている4つの要素は皆さんの頭のなかにあるのでしょうか。そして、人間開発学部の人間開発は、国連の人間開発とはちょっと様相が違う部分があり、まず個人に焦点が当てられていきます。人間の潜在能力や才能を開く、弾ける、広がるように引き出していくところに焦点が当てられていくわけです。

引き出すといっても、実は子どもが外から無理やり引き出されてくるのではなく、個人の内にこうなりたい、良くなりたいという思いがあって動いてくるときに、自然にその子どもが頑張っていく。意欲的、積極的に自分自身の学びの取り組みをしていく子どもを応援できるような人、支援者を養成していくということが人間開発の中心的な課題になっているわけです。

いうなれば、人間開発学部の場合は、まず一番は、個人の能力を伸ばしていくところに中心が置かれています。そのことを実現し保障していけるような環境を生み出す。これが考え方の順序です。ですから、「直接的に人間の能力を高める」とことと「人間開発の環境を生み出す」ことを一遍に向かうというよりは、前者を実現するために後者を構成していくというのが、実は人間開発学部的な考え方ということになります。

・教育の限界と「損在」から「尊在」へ

また、皆さんにもう1つイメージしていただきたいのは、「教育」という言葉の限界です。「教育」は、非常に重要な社会的営みではありますが。しかし同時に、たとえば、戦争と教育、独裁主義と教育というように、これまで人類が行ってきた様々な教育的営みのなかには、個人を伸ばすとか個人を開くとかいったことよりも、社会を中心にして社会のために個人を統制するとか、当てはめる、あるいは人格をコントロールする手段、人材育成の道具といった意味合いも教育には強くあるということは、皆さんご存じのとおりです。

ですから、教育がすべてであると考えるならば、その教育は、社会が目指すところを実現するための教育ということになってしまうわけですから、どのような教育でも良いのです。しかし、人間開発は、社会を優先する以前に、まず個人の可能性を実現するという考え方を取っていますので、「教育の前に人間開発あり」というキャッチフレーズが使われていくわけです。

つまり、人間開発が教育の目標、目的になるということです。そのためにここで考えておきたいことは今の日本の若い皆さんの自尊感情や自己肯定感というものの低さがよくいわれます。社会のなかで自分自身の居場所がない、価値がない、何もできない、有用感がない、あるいは自分は駄目な人間だとさえ思ってしまう。

駄目な自分というマイナスの存在として自分自身を考えるという「損在」に陥っていく人に対して「いやいや、あなたは尊い人なんだよ。かけがいのない尊い人なんだ。自分の命を生きるということは尊いことなんだ」、つまり「尊在」であることを認識させていくことを目指していくわけです。「損在」から「尊在」への変化を生み出したいというのが、人間開発学部の当初からの大きな目標です。

今日、これからお話をする外国につながる子どもたちのことを考えるときも、実は同じベクトル（方向性）があると思っていただければと思います。人間開発学部の人間開発という言葉は、国連のいう人間開発とかなり通じているところがあるということです。ただし、國學院大學の学部として、日本

令和5年度國學院大學前期開講科目「共存・共生の思想」「教育と共生—外国につながる子どもの育ちを中心に—」300
の伝統文化に根差して教育を行なっていく、外国につながる子どもたちにも
伝えていくところが大きくあると思います。

したがいまして、人間開発学部において、あるいは本科目において保育、
教育、子どもについて考えるという営み自体が、共生社会をもたらし、多文
化社会における子どもの育ちを考えていくことと深く非常に結びついた営み
だと捉えていただければと思います。

Ⅱ．多文化社会における教育—外国につながる子どもの育ちを中心に—

これまで述べてきた教育とSDGsの関係と人間開発の理念を踏まえて、本
題に入っていきます。なぜ外国につながる子どもたちが増えているのか
といえば、グローバリゼーション（Globalization）が進行して、今の私たちの
社会では人種、エスニシティ、宗教、言語の異なる人々が混在するという
多文化化が進んできているからです。

これまで日本は外国人労働者を、外国から来た働き手が日本の労働力不足
を補ってくれるという視点からだけで扱おうとしてきましたが、もはやそう
いう視点を取ることができる時代は過ぎ去り、「生活者としての外国人」と
いう見方が2006（平成18）年以降から取られてきました〔内閣官房「「生活者
としての外国人」に関する総合的対応策」〕。

政府の施策をみると、現在は、「外国人材の受入れ・共生のための総合的
対応策」が、政府の関係閣僚会議で議論されています〔外国人材の受入れ・共
生に関する関係閣僚会議は、2018（平成30）年7月24日に閣議口頭了解を取って成立。
一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人と
の共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府
一体となって総合的な検討を行なうことを目的とした政策会議を指す。[https://
www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/index.html)〕。2021（令和3）年度改訂
版の施策には、「外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等」、
「円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援」、「ライフステージ・
生活シーンに応じた支援」、「非常時における外国人向けのセーフティネット・

299 令和5年度國學院大學前期開講科目「共存・共生の思想」「教育と共生—外国につながる子どもの育ちを中心に—」支援等」、「外国人材の円滑かつ適正な受入れ」、「共生社会の基盤としての在留管理体制の構築」からなる197の施策が描かれています〔「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」は2022〈令和4〉年6月14日に改訂され、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」とともに218施策が策定された。本施策とロードマップの計画期間は2026〈令和8〉年まで〕。

・人口動態から考える

さて、ここからは大きな視点から考えてみたいと思います。

なぜ今、私たちの社会は移民（外国から来た人々）を受け入れていくようになるのでしょうか。そのことを人口の動態から考えてみましょう。実は、20世紀というのは、特に前半から後半にかけて急激な人口の増加を体験した世紀でした。『世界人口白書2023』〔UNFPA駐日事務所制作。<https://tokyo.unfpa.org/ja/SWOP>で日本語概要版が公開されている〕によると、1900（明治33）年の世界人口は16億人でした。50年経った1950（昭和25）年には25億人になり、9億人増えました。その次の50年間は、25億人が60億人になり、倍以上の35億人も膨れ上がっていきました。20世紀前半の50年間で9億人の増加であったことに対して、後半の50年間で35億人の増加というのは、4倍もの驚くべき速さで人口が増加したことになります。

さらに驚くべきことに、現在（2023〈令和5〉年）の地球人口は、80億4,500万人になっているといわれます〔『世界人口白書2023』〕。21世紀に入ってから、たったの23年間で20億4,500万人増えたという勘定になります。目を見張るような幾何級数的増加です。だから、環境問題も起きるし、人口があふれ返ってくるので、その受け入れ先を探して、人類が移動していくと見ることもできます。

そこで陥りがちなのが、どのようにして人口の増加を抑えればいいのかと簡単に考えてしまうことです。その考え方に陥ってしまうことが実は間違っているというのは、『世界人口白書』を出している機関、国連人口基金〔United Nations Fund for Population Activities：UNFPA. 1967〈昭和42〉年に国連人口活動基金として成立し、1987〈昭和62〉年に現在名称へ変更。英語略称はもとの形を保つ

令和5年度國學院大學前期開講科目「共存・共生の思想」「教育と共生—外国につながる子どもの育ちを中心に—」298
ているため、現在名称と略称にずれが生じている〕の事務局長ナタリア・カネム
〔Natalia Kanem. 2017年にラテンアメリカ出身社初の事務局長に就任〕がいった言
葉からわかります〔「世界人口白書2023」発表に寄せて—UNFPA事務局長 ナタリア・
カネム https://tokyo.unfpa.org/ja/news/swop2023_launch_statement〕。

問題は、人口が多過ぎるのか、または少な過ぎるのかではありません。

問うべきは、望む数の子どもを希望する間隔で産むことができるという
基本的人権を、すべての人が行使できているかどうかです。

ちょっと「あっ」と思う言葉なので、ここに紹介をさせていただきました。
日本であれば、この言葉はいろいろな人たちが自分の考えたとおりに子ども
を産む、産まないということを決めているように思われがちです。しかし、
世界全体で見ると、そのようなことではないのです。子どもを産むとい
うことを決めるのが基本的人権だということをまず押さえたうえで、産むと
いう選択をする基本的人権が本当に実現できる、行使できる社会をつくらな
ければいけないということが示されています。この視点は大切ではないかと思
います。

・世界と日本における移民の推移

いずれにしても、人間がこれほど増えますと、人間の諸活動もかなり活発
化してまいります。単に人口の問題だけではありません。科学と技術の発展
や、産業化が進んできたことによって生産、消費活動が本当に活発になった
こと、加えて情報化が現在進んでいるわけです。

この結果として産業化が進み、消費も拡大していくために、人とモノが非
常に大きな意味で流通（流動）していく時代がやってきました。それが移民
や移住の増加につながっていったというストーリーになります。

なぜ人々が移住、移動するのかといえば、それはやはり食べていけなくな
るからです。経済的貧困が起きて、そこから脱却するために、あるいは政治
的な軋轢、圧迫や抑圧、脅威から逃れるために移民や移住が起きていきます。

297 令和5年度國學院大學前期開講科目「共存・共生の思想」「教育と共生—外国につながる子どもの育ちを中心に—」
全世界レベルで見ますと、2019（令和元）年には2億7,200万人の国際移民があったといわれて、わずか9年ほどの間に、5,100万人も国際移民が増加したといえます。

国際移民の国際的増加の流れは、日本も例外ではありません。実は、日本は、特に明治の初め（1868〈明治元〉年）から第二次世界大戦の終わり（1945〈昭和20〉年）に至るまで、海外へ向けて多くの移民を送り出してきた国でした。主にハワイ、アメリカ、ブラジルといった他国、台湾とか朝鮮半島とか満州国といった植民地に移住してきたのです。

明治以降150年の間、日本は移民や移住を国策としても行なっていました。ところが、一体何人ぐらいの方が、移民、移住したのかということは、必ずしも正確な数字がわかりません。今（2023〈令和5〉年）現在、全世界には380万人以上の日系人がいるといわれますが、この数字は現在の数字ですので、まだ当てになる数字なのかもしれません〔JICA海外移住資料館の資料のほか、岡部牧夫『海を渡った日本人（日本史リブレット56）』山川出版社、2002〈平成14〉年、日本移民学会『日本人と海外移住—移民の歴史・現状・展望—』明石書店、2018〈平成30〉年などを参照〕。

皆さん、こうしたことをなぜここで言うのかと思うかもしれませんが、私も、私たち日本人が世界で「移民」として体験してきたことを、今、日本国内で海外から来た人たちも体験しているという目線で移民を考えてみてください。

私たちの先達が経験して苦労を重ねて、いろいろな過酷な自然的現象、あるいは差別や戦争といった社会的現象に苦しめられながら、それを乗り越えて定住をはかり、定住先の社会に参加し、受け入れられ、それぞれの社会において一定の地位を占める場所まで頑張ってきたということをどのように捉えるのか。そこでどのような努力を払い知恵や考え方を、いかなる取り組みをして暮らしを立ててきたのか。先達の人生を見ることによって、今、日本の国内にいらしている人たちとどのように関わり、迎え入れ、支援すればいいのかを考える手だてになるだろうと思います。

鹿毛理恵、ラタナーヤカ・ピヤダーサ「経済発展に対する海外労働移動の

関連性：戦前日本の経験をめぐって」〔『佐賀大学経済論集』第40巻第2号、佐賀大学経済学部、2007〈平成19〉年7月〕に掲載されている「海外労働移動の規模と目的地の推移」によりますと、日本人は1880（明治13）年から1945（昭和20）年の終戦までの過程で、ハワイ・北米諸国、東南アジア諸国・オセアニア地域、あるいはブラジルなどの中南米諸国、そして満洲へ移動したことがわかります。日本移民学会という学会〔1991〈平成3〉年10月25日発足。移民・移住に係わる諸問題について、研究者の調査・研究を促進し、その研究発表と相互交流を図ることを目的とする学会。<https://imingakkai.jp/>〕があるほど、これは大きな社会的な事柄であったわけです。

韓国のドラマやドキュメンタリー番組を見ると、韓国の人たちも相当多くが、たとえば、アメリカに移住をしています。そうした先達たちの苦労があって、移民先では韓国社会をつくっているわけです。韓国では移民した人たちがどういう生活をしているのかを誇りと敬意を持ってレポートしたドキュメンタリーがありますが、日本ではそういうドキュメンタリーはあまり十分につくられていないように思います。やはり同胞である日系人の人たちの存在と、数多くの日本人移民がどのような経験をしてきたのかは、歴史的背景とともに考えておくべきこと、知っておくべきことだと思います。横浜にある、JICA「海外移住資料館」〔<https://www.jica.go.jp/domestic/jomm/index.html>〕を訪れて、展示に触れてみていただきたいと思います。

・数多くの日本人移民はどのような経験をしてきたのか

まず、「出稼ぎ」——労働移民——についてです。現在、日本に来ている外国人も、やはり労働をするために来ている人が多いです。それから植民地への「移住」もあります。そこでは、家族とともに移住することも行なわれていきました。それらは戦争という惨禍によって、たとえば、強制収容されたり、あるいは満州からの引揚げのように、無理やり追われて、引揚げざるを得ない状態になったりして、そこでも残留孤児の発生やたくさんの人々が命を落とすなど、非常に凄惨な事態が起きました。私も自分の身内にそうした憂き目に遭った人がいるので、決して他人事ではないのです。

そうした移民政策的な移民は、海外からの引揚げ者による人口増加への対処として、1973（昭和48）年まで政府主導で行なわれていました。私は、うかつにもこうした事実もあまり知らずに育ってまいりました。ここで考えておきたいことは、移住地でいろいろな苦労や困窮、人種間の葛藤があったということです。日系人が社会に参加すること、日本人会を組織してお互い助け合っていくこと、戦争があって大変な対立、抑圧のなかで日々を過ごしたこと、あるいは教育においては自分たちで補習学校を創立して、地元の学校に子どもを通わせつつ、日本文化を伝えたりするような学校もつくったこと等々、そこにはいろいろな取り組みがあったわけです。

・多文化化する日本、共生の「現状」

しかし、そのときに私たちの先達は、移民先、移住先でいつもウェルカムな状態で迎えられたのかというと、そうではなかったはずです。やはり、たくさんの方の反発があったのではないかと思います。日本は多文化化していく、共生していくということが施策として唱えられています。しかし実際には、現在、私たちの国に来ておられる外国人たち、移民は日本のなかでアンフェア——非公正、不平等——な状態に置かれていると考えておく必要があるのではないかと思います。

今日の日本のどこに行ってもアジア系をはじめ様々な国の人たちが働いていたり、その子どもたちが学んでいたりします。皆さん自身も恐らくそうした外国につながる子どもたちとともに幼稚園や保育所、小学校、中学校で学び、育ってきたのではないのでしょうか。ただ、その受け入れはフェアなものではありませんでした。家族形成、言葉、就学・進学、雇用においても、難民認定のむずかしさをはじめ、いろいろな複雑な制度や社会状況のなかで闘ってこなければならなかった事実があるのです。

もちろん、外国から来た人たち、あるいはその子どもたちの状況も実に多様なのです。

ここまで私は移民とか移住とか、外国の人とか、十把一からげな言葉でもって呼んでいますけれども、これは決して妥当な言葉づかいではないと思いま

令和5年度國學院大學前期開講科目「共存・共生の思想」「教育と共生—外国につながる子どもの育ちを中心に—」294
す。複雑で多様な現実というものを捉えていく必要があります。それを踏まえていくなれば、やはり私たちは多様性（ダイバーシティ）を常に理解し、複眼的な思考をしていなければいけませんし、今私たちが、「これが当たり前だ」と思っている社会の見方を変えて、当たり前を疑うといった考え方や態度も必要ではないかと思います。

現実の複雑さを知るにつけ、多文化共生を実現するのは簡単ではないとも思います。共生を実現するためにも、「共生」の意味を深く問いつつ（たとえば、川本隆史『〈共生〉から考える—倫理学集中講義—』岩波書店、2022〈令和4〉年〔初出は2008年〕など）、先ほどのSDGsとESDの関わりのように、社会の変革を目指した教育の営みが不可欠ではないかと思います。

繰り返しになりますが、「多文化共生」を実現するための「教育」の営みの現状と課題を考えると、私たちは個別の子どもたちのことに焦点を当てて見ていきますが、1人ひとりの人生や選択、悩みの背後には、移民政策の全体像、あるいは日本社会の構造的矛盾というものがあって、そのことが実は個人の生き方につながっている、影響しているということを踏まえて、社会のあり方を考えなければならないのであらうと思います。

ですから、このことを考えるときには立場が重要になってくる。移民してくる当事者の視点に立つか、労働者として移民を求める日本の側に立つかという立ち位置によって、考え方のなかに矛盾が生じることにもなります。社会のなかにある矛盾が個人のなかでも矛盾として立ち現われてくるということではないかと思います。複眼的な思考をしつつ、SDGsと多文化共生の理念に立つことで、これらの矛盾を超えた新しい社会をつくるのが、この学びから展望できるのではないかと思います。

Ⅲ. 外国につながる子どもの育ちと教育

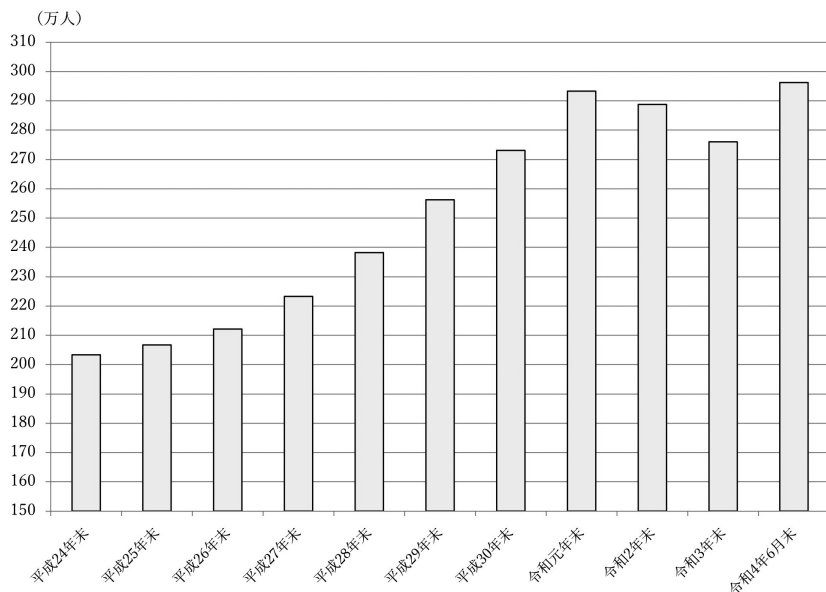
まず、いくつか言葉を区分けしていく必要があります。外国につながる子どもたちの育ちと教育について考えていくときに大事な手がかりとなる本として、荒牧重人・榎井緑・江原裕美ら編『外国人の子ども白書【第2版】—

293 令和5年度國學院大學前期開講科目「共存・共生の思想」『教育と共生—外国につながる子どもの育ちを中心に—』権利・貧困・教育・文化・国籍と共生の視点から—』（明石書店、2022〈令和4〉年）を紹介します。外国人の子どもの問題は、先ほどいったように、非常に複雑で多岐にわたります。これは、それらについてある種の見通し、指向性を持ちつつも、今、どのような課題や問題があるのかもきちんとレビューしてくれている、優れた書き手たちが集まってつくり上げた本です。この『外国人の子ども白書』は、参照することが望ましいので、図書館等でご覧いただきたいし、よかったらぜひ皆さんも1冊手元に置かれるとよいと思います〔2024〈令和6〉年現在、國學院大學図書館に配架中〕。

特に本書の冒頭で宮島喬先生〔1940〈昭和15〉年～現在〕が「外国人の子ども」、「外国につながる子ども」、「オールドカマー」、「ニューカマー」など、いろいろな言葉についてそれぞれどのように違うのか説明しています。ここでは、「外国につながる子ども」とは何かということだけ少し見ておきたいと思います。

「外国につながる子ども」とは、「国籍は日本でありながら両親の両方又はどちらかが外国籍である人等、本人の国籍を問わず、様々な形で外国につながる子どもたち・若者たちを総称」した言葉だといいます。これは、横浜市国際交流協会「外国につながる子ども・若者支援」というサイト〔<https://www.yokeweb.com/kodomo/>〕から取った定義ですが、こうした言葉は、やはり意識的に使っていく必要があると思います。

今、日本に在留外国人はどれくらいいると思いますか。2022（令和4）年6月現在、2,961,969人、ほぼ300万人の外国人が日本に在留しております【図3】。在留者数を国別に見ると、第1位が中国〔744,551人〕、第2位がベトナム〔476,346人〕、そして韓国〔412,340人〕、フィリピン〔291,616人〕、ブラジル〔207,081人〕、ネパール〔125,798人〕、インドネシア〔83,169人〕、アメリカ〔5,729人〕、タイ〔54,618人〕、台湾〔54,213人〕と続きます。国数だけでいうならば、何と194もの国々から来ています。特に上位の5か国ぐらいで移民の7割以上を占めているのが日本の特徴です。また、外国につながる人々の多様さを考えるときの1つのポイントは、在留資格というものです。これは大事な言葉です。在留資格別に見れば、永住者〔845,693人〕、技能実習〔327,689人〕、そし



【図3】在留外国人数の推移

(出入国在留管理庁「令和4〈2022〉年6月末現在における在留外国人数について」
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00028.html)

て技術・人文知識・国際業務〔300,045人〕、特別永住者〔292,702人〕といったような形で並んでいます。あと、留学〔260,767人〕が入ります。

移民と日本社会に関するデータを、永吉希久子『移民と日本社会—データで読み解く実態と将来像—』（中央公論新社、2020〈令和2〉年）を参考に見ていきたいと思います。これも参照すべき本ですので、ぜひ1冊お手元に置かれたら良いと思います。

法務省「登録外国人統計」、「在留外国人統計」によると、外国人登録者数は戦後、1947（昭和22）年からずっと50万人前後で推移しているのですが、1985（昭和60）年以降からは100万人を超えていきます。このとき、日本は経済的には高度経済成長が一段落する頃ですが、豊かさを誇っている時代です。そこに中国の人たち、そしてブラジルから来ている人たち、日系

291 令和5年度國學院大學前期開講科目「共存・共生の思想」「教育と共生—外国につながる子どもの育ちを中心に—」

2世、3世といった人たち、あるいはその他の人たちが日本に入ってきて、日本の外国人登録者数は非常に増加していきます。

高度経済成長が一段落する頃までは、韓国・朝鮮にルーツを持つ人たちが大半を占めていました。この人たちを「オールドカマー」といいます。それに対して、1980年代の終わり（平成元年頃）から入ってきた人たちを「ニューカマー」といいます。そして、このニューカマーの流入の状態は非常に大規模でした。

一方、OECDの調査〔*International Migration Outlook*, Paris : OECD, 2019.〕によると、日本に来て日本へ帰化できるかという、帰化できない、帰化しないという率が高い。そういう意味では、日本は定住しにくいといっても良い。日本は世界のなかで帰化する割合が1%以下と、非常に少ない国になります。

たとえば、スウェーデンは帰化しやすい、社会的になじみやすい国なのでしょうか。帰化者割合の上位国のスウェーデン、フィンランド、ギリシャといった国々と日本の違いは何なのでしょう。ただ意外なことに、オーストラリアは帰化しにくい、帰化率の低い国になっていますので、これもやはり国の政策が響いているのではないかと思います〔永吉『移民と日本社会』7頁の図P-3「帰化者割合」を参照〕。

OECDの「アメリカ、イギリス、フランス、日本の新規移民の出身国上位5か国の人数と構成割合」によると、日本は、中国、ベトナム、フィリピン、韓国、アメリカの人たちで60.6%を占めていて、ほかの国々に比べて、出身国の偏りが大きいという特徴があります。逆にいえば、移民してきた人たちにとっては、同胞がたくさんいますので、それなりの会〔外国人コミュニティ〕とかつながりを生かした日本での暮らし方ができるのかも知れません。

さて、そうした人々を迎える日本人は、外国人が増えることについてどのような気持ちを持っているのかというアンケート「国際化と市民の政治参加に関する世論調査」が報告されています〔「国際化と市民の政治参加に関する世論調査2021」調査報告書〈速報：WEB版〉19頁, <https://prj-ipa.waseda.jp/>〕。「日本に住む外国人が増えると、どのような影響があると思いますか」という問いに対して、ちょっと悲しい結果になっています。「犯罪発生率が高くなる」、

「社会保障費用が増える」、「働き口が奪われる」、あるいは「治安、秩序が乱れる」「日本文化が損なわれる」という、マイナスの捉え方が強く出ています。

それに対して、たとえば、肯定的な見方としては、「文化が多様化する」、「様々な文化的背景を持った人たちが来る」、あるいは「経済が活性化する」というのがあります。プラスの見方をする人たちも相当数はいるのですけれども、どうもマイナスの見方で捉える人たちが多いというのが、このアンケート調査の結果から分かります。文化が多様化したり、経済が活性化したり、あるいは社会が活性化していくという見方をする人が少ない。つまり人々の意識の面で、見えないバリアをつくっている可能性があるということです。

・専門職移民と高技能移民

実は今、高度人材としての専門職移民が相当数います。これも専門職移民のあり方がどうも日本的だということがいわれているのですが、このところは、法務省『在留外国人統計』の在留資格別在留外国人数の推移〔出入国在留管理庁「令和4年末現在における在留外国人数について」https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00033.html〕で高度専門職の人数を見ていただければと思います〔2018〈平成30〉年：11,061人→2022〈令和4〉年：18,315人〕。

また、高技能移民の予備軍としては、留学生という存在があります。留学生は入学して大学、さらに高等教育機関、専門学校等を出た後に日本に残留して、日本で就職していくことを頑張っていくという人も相当数います。それが今こうして増えつつあるというのが、法務省入国管理局「令和4年における留学生の日本企業等への就職状況について」(<https://www.moj.go.jp/isa/content/001407655.pdf>)の年次推移をまとめた表が示すところです。日本の企業等へ就職する留学生は、2011（平成23）年の9,143人から2022（令和4）年には35,363人に増加しており、これは、とても良いことではないかなと個人的には思います。留学をとおして日本の文化に習熟し、日本語を学び取り、日本型雇用——日本的な雇われ方——にも慣れ、心の準備ができている、適応しやすいというところがポイントになります

こうした高技能移民や留学生に対して、もう1つ私たちが外国人労働者という言葉で思い浮かべるのは、単純労働に従事する人たちの姿です。私たちが、スーパーなどで安い値段で弁当を買える背景にいる人たちといっても良いのかもしれませんが。

単純労働については、すでに1980年代（昭和55～平成元年）からニーズはありました。中小企業は人手不足があつて、悪い労働条件でも現場を埋めてくれる人、不況とかコロナ禍のように、なかなか経営がうまく回っていかないときに雇用調整の対象にしやすい人、低賃金で不安定な雇用状態でも甘んじて請けてくれる人たちが、実はこの外国人労働者であるわけです。

もちろん定住者になればいいのですが、定住者になれない人たちは、たとえば南米、特にブラジルから来た日系人たちが「デカセギ」という形で仕事に入ってくる。あるいは単純労働で、非正規雇用で派遣雇用や業務請負をするという人たちが、ずっと入ってくるようになりました。

特に今、技能実習生が話題になっているのですが、技能実習制度は本当にひどいものです。技能を学びにきたといいながら、安い賃金、不安定な雇用でこき使うのです。しかも、自分たちで移住する先、就職先は選べないという縛りまであるのです。そのようなことから、今、政府でも、この技能実習はもうやめようということで、新しい仕組みをつくることが進められています〔2024〈令和6〉年3月15日に技能実習制度の廃止と新制度「育成就労」を新設する出入国管理法などの改正案が閣議決定され、国会での改正審議を経て2027年に実施見込み〕。

特に2008（平成20）年のリーマンショックのときに、技能実習の人たちが大量に首を切られるということがあつて、家族ともども帰国せざるを得ない状況がありました。そのときの5人の日系ブラジル人の若者たちの動向を追ったドキュメンタリー映画『孤独なツバメたち』（津村公博・中村真夕監督、浜松学院大学製作、2012〈平成24〉年）は非常に優れた映画だと思います。身につまされるような、共感的に見ると涙が出るような部分も多くあります。この作品のインタビューのなかで出てくる事柄は、今日ここでお話をしているような事柄と全部関わって、5人の若者たちはそれをまさに体現しています。

令和5年度國學院大學前期開講科目「共存・共生の思想」「教育と共生—外国につながる子どもの育ちを中心に—」288
ぜひご覧になったらと良いと思います。

・外国人労働者の需給関係

もう1つ、皆さんにお示しするデータはJICA〔Japan International Cooperation Agency. 独立行政法人国際協力機構〕の『2030/40年の外国人との共生社会の実現に向けた取り組み調査・研究報告書』〔2022〈令和4〉年3月、https://www.jica.go.jp/jica_ri/publication/booksandreports/20220331_01.html〕です。日本は、やはり経済成長を続けていかなければなりません。目標GDP〔国内総生産量〕の年平均成長率1.24%を達成するのに必要な外国人は一体何人ぐらいだろうというのを予測したこの研究によると、2020（令和2）年の外国人労働者172万人に対して、10年後の2030年には419万人（2020年度比143%増）、2040年には674万人（2020年度比291%）もの人数が必要になります。しかも、目標GDPの数値設定〔資本ストック（自動化・機械化等の設備投資）が促進されなかった場合〕が変われば、さらに多くの外国人労働者が必要になることが示されております。

けれども、外国人労働者の需給ギャップに関する予測では、外国人労働者の滞在期間等が現行（2020年時点）と同等の場合においても、外国人労働供給ポテンシャルの推計〔送り出し国からの来日外国人労働者数を、送り出し国の将来の人口動態と経済水準、過去の入国者数のトレンドを考慮して推計〕は、2030年には需要量419万人に対して、供給ポテンシャルは356万人（需要量に対して63万人不足）、2040年には需要量674万人に対して、供給ポテンシャルは632万人（需要量に対して42万人不足）であるといえます。

つまり、外国人たちが日本に来てくれる見込みがとても低く、今から不足することがもう目に見えています。このような事態のなかで、一体どのようにして外国人たちを日本に迎え入れていけばいいのかということが問われています。

なぜこのデータを示したのかというと、「あの人たちは外から出稼ぎにやって来たのだから、仕事がなかったら帰ればいいじゃないか」という話ではなく、私たちの国が今後もある一定の経済的な成長、社会的な発展を遂げてい

287 令和5年度國學院大學前期開講科目「共存・共生の思想」「教育と共生—外国につながる子どもの育ちを中心に—」
くためには、外国人労働者が不可欠だということです。

このように人手不足が深刻化するなかで、入国管理法などが2018（平成30）年に改正され、新たな在留資格「特定技能」が設けられる一方で、政府は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（2018年策定、2022年度改訂）」をとっています。文部科学省は「生活者としての外国人」が教育・就労・生活の場で円滑にコミュニケーションがとれる環境を整備するために、日本語教育を充実する施策を実施しています。

・外国人児童・生徒等の教育の現状と課題

さて、ここからは外国人児童・生徒等の教育の現状と課題についてお話します。まず、文部科学省は、外国人の子どもたちを「将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在である」と位置づけて、子どもたちが「日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人の子供に対する就学機会の提供を全国的に推進する」（「外国人の子供の修学促進及び就学状況の把握等に関する指針」2020年）とともに、「日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障」し、日本人と外国人の子どもが共に学ぶ環境を創出するとしています。

実は、文部科学省も私たちの授業のテーマである「共生社会の実現」ということを冠に抱いて政策を考えているわけです。また、「外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れており、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障」するとしています。

このような姿勢に対して現状はどうでしょうか。「外国人児童生徒等教育の現状と課題：令和3（2021）年」〔https://www.mext.go.jp/content/20210526-mxt_kyokoku-000015284_03.pdf〕では次のように外国人児童生徒の現状と課題を集約しています。

- 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒（日本国籍含む）は10年間で1.5倍増（2018年度に5万人超）。
- 他方、こうした児童生徒のうち2割以上が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない。
- また、2019年度の調査では、約2万人の外国人の子供が、就学していないか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかに。

教育委員会が就学促進の対象とする外国籍の小・中学生は2019（令和元）年度には113,698人でしたが、2021（令和3）年度には132,510人、2023（令和5）年度には150,263人と大きく増加しています。

その結果、公立学校における「日本語指導が必要な児童生徒」（日本国籍含む）は15年間で2倍超（2008〈平成20〉年度に33,470人が、2023〈令和5〉年には69,123人）に増加しました。問題は「こうした児童生徒のうち2割以上が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない」ということです。そして、さらに問題なのは、就学できていない、義務教育を受けられていない、不就学の可能性がある子どもが、2019年度は19,420人、2021年度は10,046人、2023年度は8,601人いるということです。これが日本国籍の子どもであつたら、子どもが持つ教育を受ける権利の侵害として大問題になることです。もちろんこれは、国際人権規約〔1948〈昭和23〉年の第3回国連総会で採択された世界人権宣言の内容を基礎とした条約で、1966〈昭和41〉年に採択、1976〈昭和51〉年に発効した。人権に関する多国間条約である経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、A規約）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、B規約）とその選択議定書の総称〕、国連「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」〔18歳未満の子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約、1989〈平成元〉年採択、1990〈平成2〉年発効〕を完全に逸脱した状態にあります。「義務教育なのにおかしいじゃないか」と思うかもしれませんが、実は、こうした子どもたちに対しては「全て国民は」と定める日本国

285 令和5年度國學院大學前期開講科目「共存・共生の思想」 「教育と共生—外国につながる子どもの育ちを中心に—」
憲法第26条の規定により、日本政府は外国籍の子どもに対して就学させる義務を負っていないので、外国人の保護者から申請があれば就学の機会を保障する体制をとっているという説明になります。

文部科学省の調査を報じた『朝日新聞』の記事〔「外国籍8千人超 不就学か文科省調査 小・中学校通う年齢」『朝日新聞』2023〈令和5〉年4月23日付朝刊28面、東京本社〕には、このような考え方に対して次のようなコメントがついています。「教委〔教育委員会〕が所在を把握していない子どもがいること自体、考えられない。子どもにとって教育を受けることは権利。就学希望があるから受け入れる、という恩恵的なものではない（NPO法人青少年自立援助センターの田中宝紀氏の発言）」。

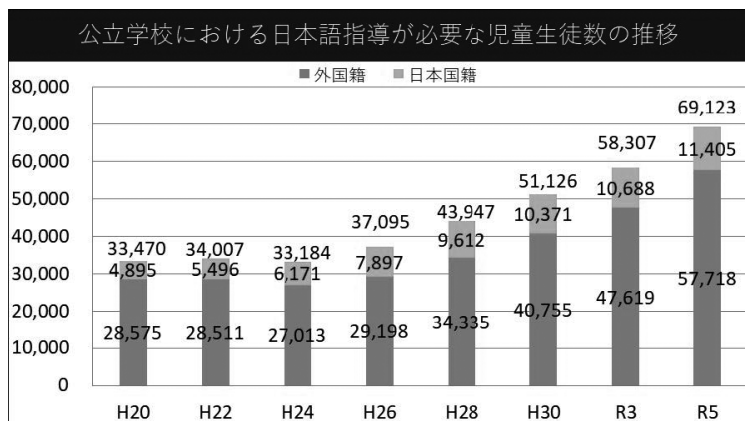
皆さんはどう考えますか。

外国につながる子どもたちが所在不明になることを防ぐために、通っていた学校など知らせるといったことも含めて、私たちが積極的に体制づくりをする必要があります。また、学校に通っても途中で退学してしまう子どもたちが相当数いるので、そうした子どもたちのフォローを学校だけではなく地域社会や一般の人々ができないかということも大きな課題として挙がっています。

・外国につながる子どもたちの学習権を保障するには

話を「外国人児童生徒等教育の現状と課題」に戻しましょう。外国につながる子どもたちにとって日本語の習得は大きな壁になります。「日本語指導が必要な児童生徒」とは、①日本語で日常会話が十分にできない、あるいは②日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取り組みに支障が生じている子どものことを指します。そのような子どもたちが「日本語で行われる在籍学級での授業に参加し、周囲の支援や様々な関わりを通して支障なく学習に取り組むことができること」を主な目的として日本語指導が行われています。

日本語指導が必要な子どもたちの数〔小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・義務教育学校・特別支援学校において日本語指導が必要な外国人児童生徒・日本国籍児童生徒の合算〕について、文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の



【図4】 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移
 (文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査令和5年度調査結果」)

受入状況等に関する調査結果(令和5年度)」から紹介します。【図4】にあるように、10年間で2倍超(2012〈平成24〉年度に33,184人が、2023〈令和5〉年には69,123人)に増加しました。外国籍の子どもだけではなく、日本国籍の子どもの数も増加しています。また、日本語指導が必要な生徒は公立高等学校でも、2008年には1,562人であったのが、2023年には4,335人へと増えています。「日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況」は、外国につながる子どもたちが言葉や習得を支援し、教育することを考える際に、1つのポイントになります。

日本語指導が必要な児童生徒のうち、在籍学級や放課後を含む、学校で行なわれている何らかの日本語指導等のことを広く「特別な配慮に基づく指導」と呼びます【表1-1】。そのなかで「特別的教育課程」による日本語指導とは、児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で「取り出し」で行う教育の形態で、2014(平成26)年度から導入されました【表1-2】〔文部科学省:「特別的教育課程」による日本語指導の位置付け https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341926.html〕。

【表1】 日本語指導の状況

【表1-1】 特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒数及び割合

令和5年度	特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒数（人）	日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒の割合（％）
外国籍	52,176（43,332）	90.4％（91.0％）
日本国籍	9,878（9,419）	86.6％（88.1％）

※（ ）は令和3年度。

【表1-2】 「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数及び学校数

令和5年度	「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数（人）		「特別の教育課程」による指導を行なっている学校数（校）	
	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍
義務教育段階	37,500 (31,796)	6,809 (6,361)	5,880 (4,943)	2,363 (2,239)
高等学校段階	215	30	33	13

※（ ）は令和3年度。高等学校段階における「特別の教育課程」は令和5年度から制度導入

(文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査令和5年度調査結果より作成)

【表1-1】を見ると、2023（令和5）年度で日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語について特別な指導を受けている児童生徒の率が2012（平成24）年から下がっていて、外国籍の子どもの9.6％、日本国籍の子どもたちはさらに高い率（13.4％）で、日本語指導を受けられていません。また、特別な配慮に基づく指導は受けていても、特別の教育課程において日本語指導を受けられている子どもは、2021（令和3）年度と2023（令和5）年度には外国籍・日本国籍ともに7割前後にとどまっています。2014（平成26）年度は2割程度であったのに比べれば大きく増加しましたが、しかし、近年は足踏み状態です。

この背景には、近年、外国人児童生徒の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒も増加するとともに、その母語（人が生まれて初めて接し、自然に習得し使用することば）が多様化していることと、学校への在籍状況をみると、外国人児童生徒が集中する地域がある一方で、さまざまな地域に散在する傾向もあり、十分な日本語指導体制を組むことがむずかしいことが指摘されています。日本語指導が必要な子どもが増加しているのに、「特別な指導」を受けている子どもの率が下がっている現状は、今、日本の国内で日本語指導が必要な子どもたちに対する対応が十分に取れていないことを表しています。

帰国・外国人生徒が高校に進学することもなかなか難しいので、今、公立高校では特別定員枠〔入学者選抜の実施にあたり帰国・外国人生徒を受け入れる枠、令和2年時点では帰国生徒枠を設けている都道府県は18、外国人生徒については16にのぼる〕が設けられています。その結果、日本語指導が必要な中学生が中学校を卒業したあと、高等学校や専修学校などの教育機関に進学した数は2023（令和5）年度で4,029人、率にして90.3%になりました。しかし、進学も就職もしていない人の率は5.0%、20人に1人いることになります。

また、日本語指導が必要な高校生の中退・進路状況について見ると、すべての高校生のなかで中途退学した率は、2023（令和5）年度では1.1%でした。それに対して日本語指導が必要な高校生4,335人のなかで中途退学した生徒数は370人、中退率は8.5%で高い数値です。

さらに、高等学校を卒業した生徒の進路状況を見ると、大学や専修学校などの教育機関等へ進学した進学率は7割を超えて75.0%です。それに対して、日本語指導が必要な高等学校卒業生の場合には1,010人中471人、進学率は46.6%にすぎません。

また、高校を卒業して就職をした日本語指導が必要な子どもたち〔352人〕のうち、非正規雇用に就く子どもたちが136人と、非正規就職率が38.6%もあるのに対して、一般の高校生では3.1%にすぎません。日本語指導の必要な子どもたちのいかに多くが不安定な仕事に就くという進路を選んでしまうかが分かります。さらに、進学も就職もしない、いわゆるニート状態にいる

日本語指導が必要な子どもたちが704人中128人と、18.2%もいます。

このように、日本語指導が必要な子どもが、学校教育においても卒業後の進路においても不利な状況にあることを、問題状況として捉えていく必要があります。

このような実態を見ると、子どもたちが非常に複合的な問題に直面していることが分かるかと思います。これも一様ではありませんけれども、義務教育の段階で8,000人もの不就学者がいる（2022〈令和4〉年5月）ことや、高校以上の学校への進学機会が制限されていることなどを見ると、①日本語による学習指導の困難さ、②学校を中退する生徒が多い、③学校生活における心の問題、④経済的な不安による高校中退、⑤先生と生徒の民俗や文化の違いなど、実は様々な困難を抱えている。それらに対して日本語指導をはじめとして、いろいろな点で日本は外国につながる子どもたちの多様なニーズへの対応がまだまだできていないということが分かるかと思います。根底には経済的な問題とともに、民族の違い、文化の違いというものが、先生と子どもの間、または子どもたち同士の間でも際立ってしまう面があるのかもしれませんが〔友原章典『外国人と共生するための実践ガイドブック—SDGs多文化共生へのエビデンス—』日本評論社、2022〈令和4〉年〕。

ただ一方で、先日、神奈川県川崎市——川崎市は日本でも先駆的に外国人児童生徒の教育に深く関わってきた自治体ですが——のとある小学校の校長とお話したときには、「外国の子どもはいますけど、生活言語は普通にできていますから問題ないですよ。学習言語の面で少し困難はありますが、そんなに難しさを感じません」と、さらっとした言い方をされたことがありました。恐らく自治体によっては独自の取り組みがあって、その取り組みの積み重ねの結果として、外国につながる子どもたちへの対応は日常のことで当たり前だという受け止め方ができているかなと思います。

問題は多岐にわたりますが、教育について一番大事なポイントは、外国につながる子どもたちの学習権の保障ということにあります。子どもたちの学習権が保障されない現状が、実は今日本の学校教育にはあるのではないのでしょうか。また、学習の機会の保障においては地域社会にも、また進路や就

令和5年度國學院大學前期開講科目「共存・共生の思想」「教育と共生—外国につながる子どもの育ちを中心に—」280
労の保障においては一般社会にも共生社会を実現するためには大きな課題があり、役割を担うべきであるということが、先ほどのデータからも分かるわけです。すでに国も自治体とも多様な取り組みを展開しております。詳細については、文部科学省の「かすたねっと」〔外国につながるのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト <https://casta-net.mext.go.jp/>〕などを参照してください。

おわりに

この講義の締めくくりの問いかけとして、次の言葉をお示しします。

出自・性別・国籍・民族・宗教・年齢・所得にかかわらず、だれもが日本で生活していく上で必要な言語を獲得し、思想や思いを語ることができ、それぞれの母語や母文化も尊重され、アイデンティティを保持できる多文化共生社会を実現するにはどうしたらいいだろう。

これが、今日の皆さんと分かち合いたい問いかけです。後期に、この科目の演習科目〔2023〈令和5〉年度國學院大學後期開講科目「共存・共生の思想」〕を受講されて、こうした問題についてもぜひ具体的に、焦点をしぼって深く追究していただけたらと思います。

これで私の授業を終了します。ありがとうございました。

— 了 —

【追記】

本講義記録は、令和5年度國學院大學前期開講科目「共存・共生の思想」（オムニバス授業）の第7回講義（2023〈令和5〉年5月31日）をもとに編集したものである。また、國學院大學研究開発推進センター「〈SDGs〉と建学の精神」研究事業（研究代表・松本久史國學院大學教授）の研究成果の一部である。

